

## 令和5年度船橋市一般公衆浴場燃料・物価高騰対策助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公衆浴場を確保し、及び公衆衛生の向上を図るため、燃料費高騰により大きな影響を受けている一般公衆浴場を営む者に、予算の範囲内において、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）に基づき、助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象者)

第2条 令和5年度船橋市一般公衆浴場燃料・物価高騰対策助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けている公衆浴場であって、当該入浴料金を物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条に規定する統制額の範囲内で営業している公衆浴場であること。
- (2) 令和5年6月末日までに市内に事業所を有し、令和6年3月31日まで継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。
- (3) 市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は助成金の交付対象としない。

- (1) 船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）を申請する者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、前条に掲げる市内公衆浴場及びその附帯設備において、令和4年度に要した電気、都市ガス及びプロパンガス（LPガス）の経費を別表1に掲げる比率で除したものを令和4年度経費から減じた額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を令和5年度の影響相当額として助成する。

2 前条に掲げる市内公衆浴場にてA重油又は再生重油を使用している場合、令和5年度の影響相当額として別表2に掲げる額を助成する。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は利用額に含めることができない。

(1) 電気、都市ガス、及びプロパンガス（L Pガス）については、利用額、利用者及び利用場所を証する資料がない場合

（お客様番号及び供給地点に関する番号等から利用者及び利用場所を確認できる資料がある場合を除く。）

(2) A重油、再生重油については、利用額、利用者を証する資料がない場合

(3) 自宅兼事業所等における家事費に相当する経費

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年1月31日までに、令和5年度船橋市一般公衆浴場燃料・物価高騰対策助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 電気、都市ガス、及びプロパンガス（L Pガス）については、令和4年4月分から令和5年3月分までの各月の電気、都市ガス、及びプロパンガス（L Pガス）の利用額、利用者及び利用場所を証する資料

（お客様番号及び供給地点に関する番号等から利用者及び利用場所を確認できる資料がある場合を除く。）

(2) A重油及び再生重油については、令和4年4月分から令和5年3月分までの各月のA重油、再生重油の利用額、利用者を証する資料

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査したうえで交付の可否を決定し、令和5年度船橋市一般公衆浴場燃料・物価高騰対策助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（助成金の返還）

第6条 規則第16条の2の規定による返還命令は、令和5年度船橋市一般公衆浴場燃料・物価高騰対策助成金返還命令書（第3号様式）によるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表 1

【消費者物価指数の伸び率】

対象	比率
電気	1. 1 5 3
都市ガス	1. 2 4 4
プロパンガス (L Pガス)	1. 0 8 0

別表 2

【A重油・再生重油代】

対象	助成額
A重油	1 1 0, 0 0 0円
再生重油	2 0 0, 0 0 0円

第1号様式

令和5年度船橋市一般公衆浴場燃料・物価高騰対策助成金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者	住所
	浴場名及び氏名

令和5年度船橋市一般公衆浴場燃料・物価高騰対策助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 ①+②+③+④+⑤ \_\_\_\_\_ 円

2 確認事項※該当するものにチェックしてください（全て該当する必要があります）

<input type="checkbox"/>	令和5年6月末日までに市内に一般公衆浴場を有し、令和6年3月31日まで継続して市内で事業活動を行う意思を有していること。
<input type="checkbox"/>	市長が必要と判断した場合に、事情聴取、事業所への立入等の調査に応じること。
<input type="checkbox"/>	船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）を申請しないこと。
<input type="checkbox"/>	暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有さないこと。
<input type="checkbox"/>	自宅兼事業所等における家事費に相当する経費を含めないこと。

3 令和4年4月分～令和5年3月分の燃料費・光熱費（税込金額）

対象月	電気	都市ガス	プロパンガス (LPガス)
令和4年4月～ 令和5年3月利用分	① 円	② 円	③ 円
	①÷⑦ 円	②÷⑦ 円	③÷⑦ 円
交付申請額	① (①-①÷⑦) 円	② (②-②÷⑦) 円	③ (③-③÷⑦) 円

令和4年4月分～令和5年3月分の燃料費（税込金額）

対象月	A重油	再生重油
令和4年4月～ 9月利用分	円	円
令和4年 10月利用分	円	円
令和4年 11月利用分	円	円
令和4年 12月利用分	円	円
令和5年 1月利用分	円	円
令和5年 2月利用分	円	円
令和5年 3月利用分	円	円
利用額の合計	円	円
交付申請額	④ 110,000円	⑤ 200,000円

4 添付書類

- 電気、都市ガス及びプロパンガス（LPガス）については、令和4年4月分から令和5年3月分までの各月の電気、都市ガス、及びプロパンガス（LPガス）の利用額、利用者及び利用場所を証する資料  
（お客様番号及び供給地点に関する番号等から利用者及び利用場所を確認できる資料がある場合を除く。）
- A重油、再生重油については、令和4年4月分から令和5年3月分までの各月のA重油、再生重油の利用額、利用者を証する資料
- その他市長が必要と認める書類

別表

【消費者物価指数の伸び率】

対象	比率
㊦電気	1.153
㊧都市ガス	1.244
㊨プロパンガス（LPガス）	1.080

第2号様式

令和5年度船橋市一般公衆浴場燃料・物価高騰対策助成金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者	住所	
	浴場名及び氏名	様

船橋市長



年 月 日付申請のあった令和5年度船橋市一般公衆浴場燃料・物価高騰対策助成金の交付について、下記のとおり交付決定したので、通知します。

記

助成金交付の可否	可 ・ 否
経費所要総額のうち補助対象となる経費	円
交付決定額	円
交付予定時期	年 月 日
備考	<p>交付決定額の内訳は以下のとおりです。</p> <p>①電気 円</p> <p>②都市ガス 円</p> <p>③プロパンガス（LPガス） 円</p> <p>④A重油 円</p> <p>⑤再生重油 円</p> <p style="text-align: right;">合計 円</p>

第3号様式

令和5年度船橋市一般公衆浴場燃料・物価高騰対策助成金返還命令書

第 号  
年 月 日

申請者	住所	
	浴場名及び氏名	様

船橋市長 印

船橋市補助金等の交付に関する規則の規定により、下記のとおり助成金の返還を命ずる。

記

交付決定年月日	年 月 日	文書番号	号
返還すべき金額			円
返還期限	年 月 日	日まで	
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定額			円
既交付額	年 月 日	交付	円
		計	円